

住まいに関する支援制度一覧

市町村名:神流町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	利子補給	定住促進住宅資金利子補給	住宅を新築、増築又は改築する場合、借入金に対して利子補給をしています。 対象資金の限度額は1,000万円で、借入利率の1/2とし、年3%を限度として利子補給する。	町内に居住又は居住を予定する者	1,000万円	借入利率の1/2とし、 年3%を限度	5年			総務課	0274-57-2111 (内線117)	http://www.town.kanna.gunma.jp/?page_id=177	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業 等)	助成	神流町住宅改造費補助金	住宅部分の機能若しくは性能を維持又は向上させるために、家屋又は建具の補修及び増改築等を行う工事 (手すりの取付、廊下・便所等のスペース拡張、便所・浴室と寝室の距離短縮、、その他町長が特に認める工事)	本町に居住し住民票のある世帯で以下のいずれかの者 ①65歳以上の者がいる世帯 ②身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者がいる世帯 ③18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯	5年毎に1度申請可 20万円					保健福祉課	0274-57-2111 (内線267)	http://www.town.kanna.gunma.jp/?page_id=236	
合併処理浄化槽設置費	融資 ・ 利子補給 ・ 助成	神流町戸別合併処理浄化槽整備事業	浄化槽本体の設置工事を町が行う (配管工事及びトイレ改修等は個人負担)	住宅、事務所	規模により異なる			2022年7月30日	5基	住民生活課	0274-57-2111 (内線144)	http://www.town.kanna.gunma.jp/?page_id=144	
住宅家賃	助成	I・Uターン者定住奨励事業	世帯主の年齢が満50歳以下のI・Uターン者が定住するために借家に入居し、永住を前提に引き続き5年以上居住する見込みのある者に対し、5年間支給する。	公務員を除く、I・Uターン者	10,000円 / 月		5年間 (60ヶ月)			総務課	0274-57-2111 (内線117)	http://www.town.kanna.gunma.jp/?page_id=177	